

社労業務
係より

「割増賃金の支払に代えた有給休暇の仕組みを導入!」「年休を時間単位で取得できるように…」と労務管理がかなり複雑になりそうな労基法の改正が来年4月から施行されます。1年先の事とは言え、労使協定や就業規則の変更等、いまから準備しておく必要があります。過労死の原因にもなる長時間労働を抑制するのが今回の目的ですが、①1ヵ月に60時間を超える

時間外労働については、割増賃金率が25%から50%に②但し中小企業については3年間猶予③労使協定を結べば25%の引上分を割増賃金ではなく有給休暇で付与可④1ヵ月に45時間を超える時間外労働には協定で25%超の割増賃金率とするよう努める⑤協定を結べば5日を限度に年休を時間単位で取得できるようにする…といった内容になっています。④⑤は中小企業であっても適用されますので時間管理・休暇管理等の対応も必要になってきます。

年休5日限度に
時間単位でも…
労基法(1年後)



「県北地域では格付が落ちた業者がかなりおる…」(中津の土木業者)「県の格付の基準がどう変わったのか分からず心配…」(佐伯の土木業者)4月末の格付公表前後の話です。

県が発注する工事に関する資格等級とはいっても

大半の市町村が県に右に倣えて等級をきめますから、地元の公共工事を受注する業者にとっては一大事です。それにしても今年度の県の基準は不可解です。基準は①経審の総合評定値(P点)と県

独自の主観点数との合計点(総合点数)②平均完成工事高③1・2級の技術職員数を、土木・建築・電気・管・舗装の5業種について審査し格付けを決定しますが、昨年との違いは①の総合点数を10~70点以下に下げただけで、②の平均完工高については

昨年と同じ基準です。受注額の減少は周知の事ですから、①だけバーを下げるのは片手落ちと言えるでしょう。業者の苦境を行政は分かっているのかな。

許可認定
係より

従業員を解雇する前に、賃金の80~90%を助成する『中小企業緊急雇用安定助成金』の活用を!